

管 理 会 計 論

本試験

問題 13 活動基準原価計算（以下、「ABC」という。）および伝統的原価計算に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

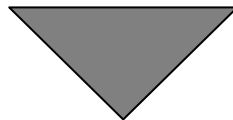
～ 略 ～

エ. 補助部門としての設計部門が製品に対して直接サービスを提供している場合、ABC では設計部門の当該サービス提供の原価を活動に基づいて製品に割り当てるのに対して、我が国の「原価計算基準」では当該原価を部門別計算により製造部門に対して配賦することが求められ、製品に直接配賦することは認められていない。

《解答 13》

エ. 誤 原価計算基準一八（二）参照。

誤った記述である。製造部門に対する配賦基準が得られない一般費や製造部門よりもむしろ製品に対して用役提供したことにより発生する設計部門費などの一部の補助部門費については、製品に直接配賦することを基準では認めている。



短答ポイントアップ答練 第 5 回

問題 1 次の記述のうち、我が国の「原価計算基準」に照らして正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

～ 略 ～

エ. 補助部門費は、直接配賦法、階梯式配賦法、相互配賦法等にしたがい、適当な配賦基準によって、これを各製造部門に配賦し、製造部門費を計算する。一部の補助部門費は、必要ある場合には、これを製造部門に配賦しないで直接に製品に配賦することができる。

《解答 1》

エ. 正 「原価計算基準」一八(二)参照。

本肢の記述は正しい。補助部門は製造部門に対して補助的關係にあり、製品との直接的な關係を持たないのが通常であるから、これを一旦製造部門に配賦し、製造部門経由で製品に配賦するのが合理的とされる。ただし、設計部門のように製品に対して直接用役を提供する補助部門の費用もあれば、工場管理部門のように製造部門との直接的關係を持たない補助部門の費用や、一般費のように各原価部門に対する適当な配賦基準が得がたい費用もある。そこで、一部の補助部門費について、直接製品に配賦することが認められている。